

「会社分割」法制導入と企業経営

経済産業調査部門 小本 恵照

企業再編の有力な手段として、欧米で頻繁に活用されている「会社分割」制度が早ければ来年早々にも施行されることが決定した。会社分割は、事業の一部または全部の包括的な分割を認めるもので、分割される事業によって新たな会社を作る「新設分割」と既存の会社に事業を継承させる「吸収分割」が定められている。

1. 分割の形態は分社型と分割型の2種類

分割の形態には「分社型」と「分割型」の2種類がある。事業Aと事業Bを営んでいる企業Pが事業Bを分離する新設分割の例でみると、分社型は新設される企業Qの株式が企業Pに割り当てられるもので、従来の分社化と同じである。これに対し、分割型では企業Pの株主に企業Qの株式が割り当てられる。分社型では企業Qは企業Pの子会社となるのに対し、分割型では企業Pと企業Q

は、共通の株主を介して対等の関係に立つ兄弟会社となる。

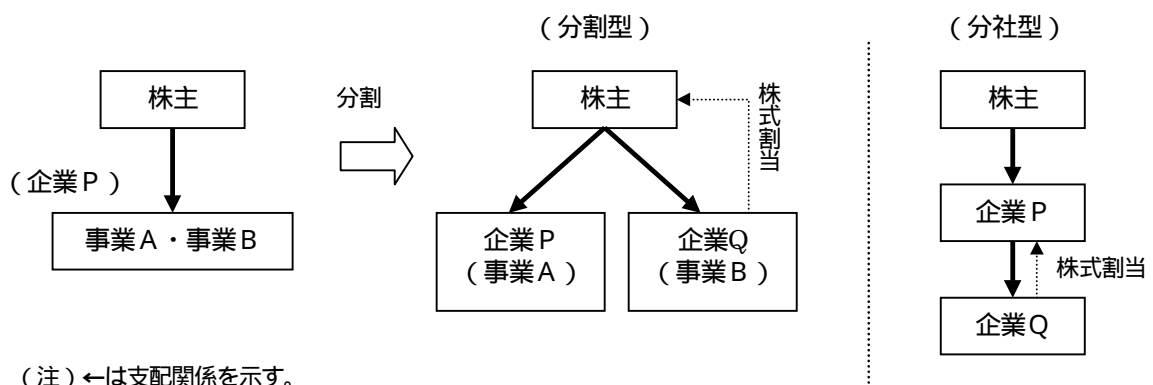
2. 欧米企業はスピンオフで企業を再編

今回の制度創設で注目されるのは、これまで法律に規定がなく、実行が不可能だった分割型が新たに定められたことである。分割型は、欧米で企業再編の有力な手段として定着しているスピンオフ(Spin-off)と実質的に同じものであり、これによって欧米並みの制度が整えられたことになる。

90年半ば以降、欧米ではスピンオフがブームとなり、これまで多くの企業が多彩な事業をスピンオフし企業競争力を高めている。スピンオフした企業が親会社を上回る規模にまで成長した事例もみられる(図表-2)。

スピンオフの効果は、合併との対比でみるとわかりやすい。それぞれ2という価値を持つ2つの

図表 - 1 会社分割の概念図



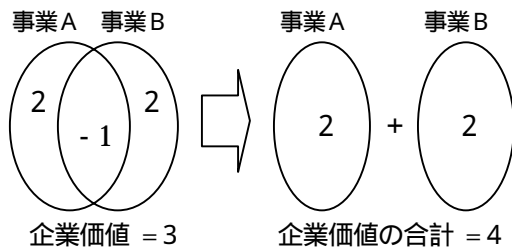
図表 - 2 欧米でのスピノフ

年度	企業名	内 容
96	AT&T	通信機器子会社をルーセント・テクノロジーズとして過去最大の分離
97	ペプシコ	食品部門（ピザハット、タコベル、KFC）をトライコンとして分離
99	シーメンス	半導体部門を世界10位の企業インフィニオン・テクノロジーズとして分離。
99	GM	自動車者部品部門を世界最大のデルファイ・オートティブ・システムとして分離。
99	ヒューレット・パッカード	情報機器と計測機器の2社への分離を発表
00	フォード	部品部門をピステオンとして分離することを発表

（資料）新聞報道を基に整理。

企業を一体化し、シナジー効果によって $2 + 2 = 5$ という価値を生み出すのが合併であるとすれば、スピノフは、企業内部の非効率によって3という企業価値しか生み出していない企業を2つに分割することで、それぞれが2の価値を持つ企業を作り出すものといえる。ひとつの会社に多様な事業を抱え込むことから生じる非効率を、企業の分割によって解消するのである。

図表 - 3 会社分割（スピノフ）による効率化



3 . 日本企業にも利用価値の高い会社分割

会社分割のうち、分社型は、これまで必要だった検査役調査や、債権者や債務者に対する債権・債務の個別承認が不要とされるなど手続きが簡素化され、企業グループ展開手段として以前にも増して利用されるとみられる。

しかし、現在の日本企業にとってより重要なのは、分割型の活用である。収益性の低い多様な事業を抱え込んでいる企業が少なくないし、分社化を進めている企業でも分社化した企業の業績が不振で、グループ経営が成功しているとは言い難い企業が多いためである。失敗の原因は多様だが、関係会社に対する親会社の過剰な介入と、関係会

社の親会社への過度の依存が重要な原因となっていることが多い。分割型の会社分割は、こうした依存関係を断ち切り、経営者や従業員のインセンティブを高めることで、両社の収益性の向上に寄与するとみられる。

4 . 経営者の意識変革と税制が課題

分割型の会社分割が活用され、日本企業が競争力を高めるためには、クリアされなくてはならない課題がある。ひとつは経営者の意識である。親企業の側からみると、会社分割を行うと、分離された部門はグループから完全に切り離され、グループ規模の縮小につながってしまう。しかも、設立される企業の株式は親会社の株主に無償で割り当てられるため、親会社は分離に伴う金銭的対価を何ら手に入れることができない。

このような形で、将来有望な事業を切り離すことに対する、経営者の心理的抵抗感には大変強いものがあるのではないかと懸念されるのである。企業の再編が急がれる現在、経営者は株主利益重視の視点に立ち、会社分割を積極的に活用して効率化を推進することが望まれる。

もう1点は税制である。米国でスピノフが盛んとなったのは株主重視の企業経営もあるが、スピノフを非課税扱いとする税制の影響が非常に大きいと言われている。税の扱いは今後定められることになるが、会社分割が租税回避手段とならぬよう制限を設けることは当然として、正当な会社分割については欧米並みの税制優遇措置が講じられることを期待したい。